

個人事業者の皆さんへ  
消費税が変わりました！

平成15年度税制改正で消費税法の一部が改正されました。それに伴い、平成17年分から適用される制度は次のとおりです。

**事業者免税点制度の適用上限が引き下げられました**

**基準期間の課税売上高の改正**  
3000万円→1000万円

これに伴い、平成15年分の課税売上高が1000万円を超える場合には、平成17年分は課税事業者となり、消費税の申告が必要となります。

また、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があるります。

**記帳及び帳簿等の保存が必要**

課税仕入れなどに係る消費税の控除を受けるためには、課税仕入れなどの事実を記録した帳簿と、課税仕入れなどの事実を証する請求書などの保存が必要となります。

**記帳や帳簿の保存などについて**

次のような差が生じます。



例えば：本則課税の場合  
売上2,000万円(税抜き)、  
仕入れなど1,600万円(税抜き)の人

記帳、請求書などを保存していた人

$$2,000万円 \times 5\% - 1,600万円 \times 5\% =$$

20万円の納税

記帳、請求書などを保存していなかった人

$$2,000万円 \times 5\% - (\text{税額控除なし}) =$$

100万円の納税

その差なんと80万円!!

**簡易課税制度の適用上限が引き下げられました**

**基準の課税売上高の改正**  
2億円→5000万円

平成17年分から新たに簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、平成17年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄の税務署長に提出する必要があります。

問合せは

笠岡税務署

http://www.hiroshima.nta.go.jp

☎3112まで

今月のお知らせ

幼稚園・保育所(園) 園児募集

幼稚園

	入園資格	備考
5歳児学級	平成11年4月2日～ 平成12年4月1日の出生児	・大島東・飛鳥・白石・北木西幼稚園は、3歳・4歳・5歳児が同一の1学級編成になります。
4歳児学級	平成12年4月2日～ 平成13年4月1日の出生児	・3歳児学級は、笠岡・大井・横江・大島東・飛鳥・白石・北木西幼稚園のみ
3歳児学級	平成13年4月2日～ 平成14年4月1日の出生児	・笠岡・大井・横江幼稚園の3歳児学級の定員は20人(多数の場合抽選)

3年保育(3歳児学級)説明会

大島東幼稚園	12月14日(火)
横江幼稚園	12月16日(木)
大井幼稚園	12月17日(金)
笠岡幼稚園	12月21日(火)

※会場は各幼稚園

※飛鳥・白石・北木西幼稚園は説明会を実施しません。

開催時間：13時30分～

保育料：月額5200円

保育所(園)

入所資格：平成11年4月2日以降に生まれ、保育する人がいない家庭の乳幼児

保育所(園)

公立	笠岡、吉田、新山、北川、城見、神島、外浦、真鍋島
私立	和光、金浦、新川、富岡、まや、若竹、つばくろ、双葉

※笠岡保育所の運営は、「(福)摩耶会」が行います。  
※双葉保育園は現在休園中。(来年度も休園の予定)

入所説明会：各保育所(園)延長保育

◇公立：18時まで(笠岡保育所は7～19時、真鍋島保育所は17時まで)

◇私立：各園で実施していますのでご相談ください

申込期間

1月6日(木)～14日(金)

申込み：入所希望の幼稚園及び保育所(園)へ

※幼稚園・保育所(園)は市内どの地域からでも入所できます

問合せは

《幼稚園について》

学校教育課

☎2152

《保育所(園)について》

子育て支援課

☎2132まで